

黒石市アライグマ防除実施計画書

平成30年11月

青森県黒石市

目 次

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 特定外来生物の種類	1
3. 防除を行う区域	1
4. 防除を行う期間	1
5. 現状	1
(1) 生息状況	1
(2) 被害の状況	2
6. 防除の目標	2
7. 防除の実施	2
(1) 被害予防措置	2
(2) 捕獲の実施	2
① 調査	2
② 捕獲の方法	2
(3) 捕獲の際の留意事項	3
(4) 捕獲個体の取扱	4
(5) モニタリング	4
8. 合意形成等	4
(1) 地域住民との調整	5
(2) 土地所有者・施設管理者との調整	5
9. 普及啓発	5
10. 関係法令の遵守	5
資料	
様式1：捕獲従事者台帳	6
様式2：捕獲従事者証	7
様式3：箱わな標識(例)	8
様式4：アライグマ捕獲記録票	9
様式5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表	10
その他参考様式：箱わな危険表示板(例)	11
別紙1：捕獲用箱わな図	12
別添：防除実施区域図	13

1. 計画策定の背景と目的

黒石市では、平成 28 年からアライグマによる農作物被害や家屋侵入が顕在化し、野生化したアライグマの生息分布が急速に拡大していることがうかがえます。

これに伴い、農畜産物の食害、家屋侵入の糞尿等による生活環境被害や生態系への被害の発生や増加が懸念されます。

アライグマとその被害を増やさないためには、早期の分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマ問題の普及・啓発、市民との協働による予防・防除の実施、近隣市町村・県・国との連携などを実施することが必要です。

本計画は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づき適切かつ効果的にアライグマの防除を行うことを目的として策定しました。

2. 特定外来生物の種類

プロキユオン・ロトル（アライグマ）

3. 防除を行う区域

黒石市全域（別添区域図参照）

4. 防除を行う期間

防除の確認の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（外来生物法に基づく防除の告示において定められた期間）

5. 現状

（1）生息状況

平成 28 年からアライグマの目撃情報及び家屋侵入並びに農作物被害が確認されています。また、近隣の弘前市、藤崎町ではアライグマが捕獲され、当市でも鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく捕獲許可等で、平成 28 年度 1 頭、平成 29 年度 3 頭を捕獲しており、当市での生息域も拡大しているものと思われます。

（２）被害の状況

アライグマによる農作物被害が確認されることにより、今後農家の営農意欲が大きく減退することが危惧されます。

6. 防除の目標

アライグマの個体数・生息域が拡大しつつあると考えられるため、地域から完全排除することを長期的な目標とし、被害の低減化及び生息域の拡大を防止し、定着の阻止を図ります。

7. 防除の実施

防除に当たって、市が実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら、防除を実施します。具体的には、アライグマの分布調査、防除に係る啓発、講習会の開催などを行い、全体的な実施計画の進行管理を行います。

（１）被害予防措置

農家及び人家周辺にアライグマを近づけないために、農業者や地域住民などの参画を得ながら、行政と市民が協力して誘引要因の除去を実施します。農地周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行うこととします。

（２）捕獲の実施

① 調査

地域住民や関係団体及び捕獲協力者などからアライグマの目撃・被害・捕獲に係る情報を幅広く収集し、分布状況の把握に努めます。また、その結果を以後の防除に反映させるものとします。

② 捕獲の方法

被害及び目撃情報があつた農地並びに施設、または捕獲要請があつた箇所に箱わなを設置し、捕獲を実施します。その方法は、次のとおりとします。

ア 捕獲に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）は、原則として鳥獣保護管理法による狩猟免許（わな免許）を有する者とします。ただし、狩猟免許を有しない者であっても、防除を実施する主体などが開催する技術講習会等を受講し、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有し

ていると認められる者については、捕獲に従事することができるものとします。

イ 捕獲従事者は、誘引餌（揚げパン、菓子類（キャラメル味のコーン菓子など）、ドッグフード類）を入れた箱わな（別紙１）を設置し、監視します。設置箇所に土地所有者等の管理者がいる場合は、箱わなが適正な状態に維持できるよう、その管理者に対し、原則として１日１回以上巡視を依頼します。

ウ 市は、捕獲従事者に対し、本計画に基づく捕獲従事者証（様式２）を発行するとともに、捕獲従事者台帳（様式１）の作成・適宜更新を行い、適切に管理するものとします。

（３）捕獲の際の留意事項

捕獲の際は、次の事項に十分留意して行います。

ア 錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民への周知を図るとともに、捕獲従事者は外来生物法に基づく防除を実施していることを証する捕獲従事者証を携帯することとします。

イ 防除に使用する箱わなには、箱わなごとに、外来生物法に基づく防除のための捕獲であることを証明する、防除実施者の住所、氏名、連絡先を記載した標識等（様式３）を装着するものとします。

ウ 鳥獣保護管理法第２条第９項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第５５条に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施することとします。

エ 鳥獣保護管理法第１２条第１項又は第２項で禁止又は制限された捕獲は行わないものとします。

オ 箱わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生と遠因を生じさせることのないよう適切に行います。

カ 箱わなの設置期間中は、原則として1日1回以上の巡視をすることとします。

キ アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があるため、その取り扱いには十分注意します。

殺処分作業を行う際には手袋を着用し、個体及び個体の触れた箱わな、処分機材を素手で触れることのないよう留意します。また、アライグマの入っている箱わなを扱う際には、革手袋等を使用します。

作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒薬で充分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄、消毒を行います。

(4) 捕獲個体の取扱

捕獲したアライグマは、市または捕獲従事者が市の定める場所に「箱わな」に入れたまま運搬し、原則として、出来る限り苦痛を与えない適切な方法により処分を行います。捕獲個体は、体重の計測、頭胴長の計測、雌雄などの判定を行い、捕獲場所、日時とともに記録（様式4）し、モニタリングに必要なデータに供した後、一般廃棄物としてゴミ処理施設へ運搬し焼却により適切に処理します。なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者又は法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適正に取り扱うことができる者に譲り渡すことができることとします。

(5) モニタリング

生息状況（捕獲、被害等）について継続的にモニタリングを行い、防除の進捗状況や効果の検証を行います。モニタリングは、住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲情報を収集、集約（様式5）することにより実施します。モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行います。

8. 合意形成等

防除に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等と必要な調整を行い、合意形成に努めます。

(1) 地域住民との調整

地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除内容、捕獲方法などについて学ぶ講習会を単独もしくは県等と共同で開催し、地域住民との連携を図ります。なお、この講習会を受講した者のうち、希望者については、捕獲従事者として防除活動に参加することができるものとします。

(2) 土地所有者・施設管理者との調整

防除を行う地域の土地所有者、施設（河川、水路等土地改良施設、緑地等）の管理者に対しては、必要に応じて防除実施内容に係る通知を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努めます。

9. 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため広報誌やホームページへの掲載を行うなど普及啓発に努めるとともに、目撃等の幅広い情報提供を求めるものとします。

10. 関係法令の遵守

関係法令を遵守します。

様式 1：捕獲従事者台帳

登録番号	従事者氏名	従事者住所	講習会による登録			狩猟免許及び狩猟者登録			備考
			番号	登録日	開催地	番号	交付年月日	交付機関名	
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								
	(ふりがな)								

様式 2 : 捕獲従事者証

第 号

黒石市アライグマ防除実施計画に基づく

捕 獲 従 事 者 証

黒石市長

印

住 所	黒石市
氏 名	
生年月日	
目 的	
捕獲区域	黒石市
登 録 日	年 月 日
捕獲方法	箱わなによる捕獲
備 考	

注意事項

- ・捕獲従事者証は、アライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- ・アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録票（様式 4）に記載し、捕獲期間終了後 30 日以内に市長に報告をしなければならない。

様式 3 : 箱わな標識(例)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく
アライグマの防除

氏 名 (実施主体)	(捕獲従事者 ほか 名)
住 所	黒石市
連 絡 先	(電話) (担当)
確認・認定	平成 年 月 日 第 号
防除の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

様式4：アライグマ捕獲記録票

捕獲従事者登録番号：

捕獲従事者氏名：

番号	捕獲場所			捕獲年月日	捕獲個体の情報			特記事項
	所在地	地目等	箱わな番号		性別	体重	頭胴長	
1						kg	cm	
2						kg	cm	
3						kg	cm	
4						kg	cm	
5						kg	cm	
6						kg	cm	
7						kg	cm	
8						kg	cm	
9						kg	cm	
10						kg	cm	

依頼事項

- ・捕獲場所の「所在地」は集落等の位置を記入してください。
- ・「地目等」は農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近から選択してください。
- ・箱わな番号は、箱わなの管理番号を記入してください。無い場合は空欄。
- ・頭胴長とは、鼻の先から尾の付け根までの、背中に沿った長さを指します。

様式 5 : アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表

No	年度	確認年月日	痕跡/ 目撃/ 被害/ 捕獲	所 在 地	地目等	捕獲の場合に記入のこと					備 考 (捕獲以外の行動や痕跡の種類、被害状況等を記入)
						箱わな番号	雌雄	体重	頭胴長	繁殖状況	

その他参考様式：箱わな危険表示板(例)

キケン! さわらないで!!

現在、特定外来生物であるアライグマを捕獲中です。

危険ですので、箱わなには絶対に手をふれないようお願いします。



連 絡 先

捕獲実施主体者名 黒 石 市

住 所：黒石市大字市ノ町１１番地１

電 話：０１７２（５２）２１１１

別紙１：捕獲用箱わな図



(注) ファームエイジ社製アニマルトラップ MODEL1092、または本器と同型式の方法で捕獲できるものを使用する。

別添：防除実施区域図

